平成３０年（フ）第４１４号
名古屋市中川区上高畑２丁目18番地
債務者　坂井　邦仁
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４５２号
名古屋市中村区那古野１丁目39番23号　ライフコア那古野203号
債務者　宇野　隆二
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１１号
愛知県一宮市萩原町萩原字松田2693番地６
債務者　花城　悦子
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第６８０号
京都市右京区梅ケ畑向ノ地町19番地10
債務者　岩淵　佳美
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３９７号
京都府宇治市宇治池森42番地の27
債務者　桑元　澄子
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４１０号
京都市上京区中立売通裏門東入多門町434番地１　コスモ星の子ハイツ201号
債務者　鎌田　弥江
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４１５号
京都市中京区壬生淵田町12番地　レジデンスオオクラ　B105
債務者　齊藤　康子
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１５７号
大阪府柏原市国分西２丁目６番36―102号　アルカザーレ国分西
債務者　光山　厚子
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第９号
兵庫県篠山市杉116番地　エスガーデン杉207号
債務者　市野　雅章
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成３０年（フ）第３７号
山口県周南市遠石１丁目４番62―104号
債務者　吉本シマ子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第１０６号
香川県高松市香西東町622番地３　ハイツサンライン203
債務者　常田　昌利
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１０９号
香川県高松市中野町２番23―301号　ブライトハウス
債務者　髙尾トシ子（旧姓田中・玉崎）
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２０号
大分県日田市大字高瀬477番地１　小野アパート201号
債務者　野村　昂平
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
大分地方裁判所日田支部

平成３０年（フ）第１２６号
岐阜市神室町４丁目38番地１　（ロアビル301号室）
債務者　伊藤　　順（旧姓足立）
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第９６２号
大阪府東大阪市金岡１丁目３番１―708号
債務者　上田　留吉
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４８８号
大阪市淀川区加島１丁目20番２―207号
債務者　木下　幹子
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部